

国立大学法人滋賀大学における内部質保証方針

平成31年4月1日制定

目標計画・評価委員会

本学の「豊かな人間性とグローバルな視野を備えた専門性の高い職業人の養成と、創造的な学術研究への挑戦を通して、人類と社会の持続可能な発展に貢献する。」という基本理念を実現するため、本学の諸活動について、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、大学の質を自ら保証する（以下「内部質保証」という。）ための体制・方針等を以下のとおり定める。

1 全学における内部質保証統括責任者及び内部質保証中核組織

(1) 全学における内部質保証統括責任者

全学における内部質保証に関する統括責任者は、学長とする。

(2) 全学における内部質保証中核組織

全学における内部質保証に関する中核組織は、国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会（以下「目標計画・評価委員会」という。）とする。

2 全学における内部質保証の実施体制

(1) 全学における内部質保証実施組織、実施責任者及び対象業務

全学における内部質保証実施組織、実施責任者及び対象業務は国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程別表1及び別表2のとおりとする。

(2) 国立大学法人滋賀大学目標計画・評価委員会規程別表1に掲げる機構会議及び機構

長は、機構を構成する各部門等（教育・学生支援機構においては、学部・研究科を含む。）が実施する内部質保証を総括する。

3 学部・研究科における内部質保証の実施体制

(1) 学部・研究科における内部質保証実施組織、実施責任者及び対象業務

学部・研究科における内部質保証実施組織、実施責任者及び対象業務は、各学部・研究科において別に定める。

4 方針等

(1) アンケート等による情報収集活動

内部質保証実施組織は、本学の教育研究、施設設備、学生支援、学生受入、国際交流及び社会貢献等の諸活動に関する情報を収集するため、アンケート等を実施する。アンケートの実施時期、実施主体、実施対象、意見聴取内容等は別に定める。

(2) ステークホルダー等からの意見聴取機会

学生との懇談会の開催、保護者会の開催、外部評価の実施など、学生や外部のステークホルダーからの意見聴取の機会を設ける。また、本学の内部質保証に係る取組について広く意見を聴取するため、自己点検・評価報告会を開催する。

(3) 大学機関別認証評価等での情報活用

内部質保証のために収集したデータを、大学機関別認証評価や国立大学法人評価にも活用できるように、アンケート、意見聴取等の内容、実施時期の設定に留意する。

(4) 内部質保証に関する情報公開

本学公式ホームページ及び大学ポートレートにおいて、教育情報を発信するとともに、自己点検・評価報告書を公開する。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から実施する。